

遠隔地からの資材調達に要する輸送費についての運用について

1 概要

沿岸地域では特定の資材の供給不足が生じる恐れがあり、受注者が不足する資材を遠隔地から調達せざるを得ないことが想定されるため、それに要する輸送費を契約変更で計上するものです。

2 対象工事

本運用の対象となる工事は、次に掲げる事項を全て満たす工事です。

- ①県土整備部が所管する県営建設工事（建築工事を除く）
- ②平成24年8月10日以降に当初契約を締結する工事若しくは平成24年8月9日時点で契約中の工事
- ③施工場所が沿岸広域振興局管内及び県北広域振興局本局管内の工事

3 対象資材

対象となる資材は、生コンクリート、石材（砕石、捨石、被覆石等）です。

4 輸送費の算出

輸送費は、工事場所から資材製造地区境までの距離に応じて輸送費を設計変更で計上する。
輸送した資材は、資材製造地区の設計単価で設計変更する。

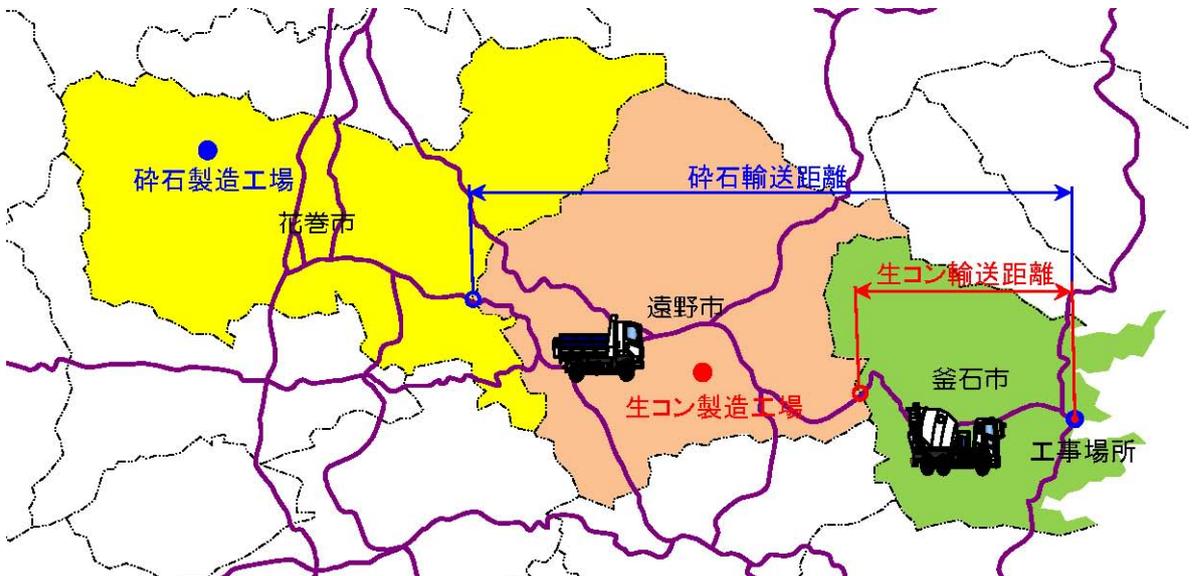
【輸送費算出例及び概念図】

砕石：釜石市の工事場所から花巻地区境までの距離に応じた輸送費を計上。

砕石の設計単価を釜石地区から花巻地区に変更。

生コンクリート：釜石市の工事場所から遠野地区境までの距離に応じた輸送費を計上。

生コンクリートの設計単価を釜石地区から遠野地区+加算額（必要な場合）に変更。



5 請求方法等

輸送費を契約変更で計上するには、受注者は発注者に事前に必要事項を通知して了解を得る必要があります。了解を得た場合に限り、実績に応じて輸送費を請求することができます。

6 他制度等との併用

本運用は、いわゆる「全体スライド」、「単品スライド」、「インフレスライド」及び「工事請負契約締結後における単価適用年月変更の運用」との併用が可能です。

※「遠隔地からの資材調達に要する輸送費についての運用」についての詳細は、「運用基準」及び「様式記入例」を参照してください。